

指定短期入所療養介護事業所及び 介護予防短期入所療養介護事業所運営方針

1 事業の目的

短期入所療養介護事業所及び介護予防短期入所療養介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために関係職員が要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

2 運営方針

当事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立して日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における看護及び介護、機能訓練その他必要な医療並び日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び家族の心身的負担の軽減を図るものとする。

3 利用料

利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、法定代理受理サービスであるときは、その1割の額とする。（所得の状況により、2割または3割の場合あり。）

4 通常の送迎の実施地域

那須烏山市

5 その他の費用

① 食費	1日	1,910円
② 日用品費	1日	240円
③ 教養娯楽費	1日	150円
④ その他必要な経費		

6 ご意見箱の設置

事務所窓口カウンターにご意見箱が設置しております。苦情希望等、施設に対する、ご意見を入れてください。

（富士山苑 管理者）